

長与町町制施行 50 周年記念 町民自主企画事業補助金交付要項

昭和44年に誕生した長与町は、平成31年1月1日に町制施行50周年を迎えます。

「町民の皆さまと一緒に、50周年を盛り上げていきたい！」という観点から、町民の皆さまが自ら企画・運営・実施する50周年記念事業を募集します。採択されたものについて、町より補助金を交付します。

1. 趣旨

町制施行50周年を契機として、町全体の一体感の醸成と地域の活性化を図ることを目的に、地域の団体等が自主的に企画し、実施する「町制施行50周年記念事業」に対し、その事業に要する経費の全部又は一部を補助します。

2. 応募対象

次のいずれかに該当する団体等

- ・所在地又は主たる活動場所が長与町内、かつ構成員の半数以上を長与町民が占める団体
- ・長与町内に事務所又は事業所を有する法人

3. 補助対象事業

上記応募対象に該当する団体等が自主的に企画し実施する事業で、次のすべてに該当する事業

- ・長与町町制施行50周年を記念し、郷土愛を育む目的で実施する事業。(従前から実施している事業については、長与町町制施行50周年を記念するために拡充した場合に対象となります。)
- ・長与町内で実施される事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は補助対象外となります。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 法令、公序良俗などに反する事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者の統制下にある事業
- (5) 記念事業の品位を害し、又は正しい理解を妨げるおそれのある事業
- (6) 町が実施する他の制度による補助を受けている事業
- (7) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の補助事業又は委託事業
- (8) その他町長が適当でないと認める事業

4. 事業実施期間

平成31年1月1日～平成31年12月31日

5. 補助対象経費

対象となる経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとします。

費 目	内 容
報償費	講師、専門家、出演者等への報償、謝礼等
旅費・交通費	講師、出演者等が補助事業に出席するために要した交通費、宿泊費等の実費相当額
消耗品費	補助対象事業に必要な消耗品の購入費、イベント等において授与する賞品購入費等
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費、コピー代等
燃料費	補助対象事業の実施に必要とする燃料費
広告料	新聞折り込み費用、雑誌掲載料等
通信運搬費	通知、通信費、資材等の送付に要する費用等
保険料	イベント保険料等（火災、地震等の家屋に係るものは除く。）
委託料	機材の運搬、操作、会場整備等、外部の事業者へ委託した費用等
使用料及び賃借料	施設の使用料、車両や機械器具の借上料等
その他の経費	その他補助対象事業に必要な経費で、町長が必要かつ適切であると認める経費

※交付決定後に支出した経費が対象です。

ただし、次に掲げるものは、補助対象外とします。

- (1) 補助対象団体の運営に係る経常的活動の運営に要する経費
- (2) 補助対象団体の構成員に支払われる報酬及び謝金
- (3) 領収書等により補助対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (4) 補助対象事業に直接関係のない経費その他町長が社会通念上適切でないと認める経費

6. 補助金の額

一つの事業につき上限5万円

※申請は1団体等につき原則1回限り

7. 募集期間

平成30年6月11日（月）～平成30年9月3日（月）

8. 事業の一連の流れ

①必要な書類

補助金交付要綱に規定する「交付申請書」(様式第1号)に次の書類を添えて提出してください。

※長与町のホームページからダウンロードできます。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 事業収支予算書(様式第1号の3)
- (3) 団体等構成員名簿(様式第1号の4)
- (4) 団体等の概要及び活動内容がわかる書類
- (5) 暴力団排除に係る誓約書(様式第1号の5)
- (6) その他町長が必要と認める書類

②書類の提出

- (1) 募集期間 ※以下の期間で、土日祝日を除く8時45分～17時30分

平成30年6月11日(月)～平成30年9月3日(月)

- (2) 提出先及び問い合わせ先

長与町役場3階 企画財政部 政策企画課

③事業採択の決定と事業の実施

- (1) 事業採択の決定

平成31年1月～3月実施分：平成30年10月下旬予定

平成31年4月～12月実施分：平成31年1月下旬以降

実行委員会による審査の上決定し、文書にて通知します。

- (2) 事業の実施

事業採択決定後、平成31年1月1日から平成31年12月31日までの間に事業を実施・完了してください。

④事業の実績報告

補助金交付要綱に規定する「実績報告書」(様式第7号)に次の書類を添えて提出してください。

(事業が完了した日の翌日から起算して30日以内の日または、平成32年1月31日のいずれか早い日までに提出してください。)

※長与町のホームページからダウンロードできます。

- (1) 事業実績報告書(様式第7号の2)
- (2) 事業収支決算書(様式第7号の3)
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 当該補助対象経費に係る領収書その他の支出を証する書類又はその写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

⑤補助金の請求と交付

事業実績報告書等の内容を審査した上で、補助金の額を確定し通知します。

確定通知を受けた後、「補助金交付請求書」(様式第9号)を提出してください。請求書の提出後、町から補助金を交付します。

ただし、事業の実施にあたり、必要があると認めるときは、全部または一部を事業完了前に交付するものとします。

9. 事業実施にあたっての留意事項

◆実施する事業の運営

事業の実施にあたっては、実施団体の責任において事業を実施してください。

◆事業の変更がある場合

事業採択決定後、事業内容や予算等を大幅に変更するときは、事前に「補助金変更交付申請書」(様式第3号)を提出し、承認を受けてください。

◆補助金の交付決定の取消しと返還

補助決定団体が、次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととなります。

- (1) 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 実績報告書(様式第7号)において、事実と異なる報告をしたとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めるとき。

◆補助決定事業の町による広報について

採択された事業については、事業名、団体名、事業内容等を長与町ホームページ、広報誌等で公表させていただきます。

◆事業名とロゴマークの使用について

実施する事業が「長与町町制施行50周年記念事業」の取組であることを広く町民の皆さんに知っていただくため、事業名のあたりに「長与町町制施行50周年記念」の文言を必ず入れてください。

また、チラシ等を作成する際には、「長与町町制施行50周年記念ロゴマーク」を必ず掲載してください。(ロゴマークの決定は平成30年10月頃を予定しております。)

10. 応募・問い合わせ

長与町政策企画課 町制施行50周年記念事業担当

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話(直通)095-801-5661(8時45分~17時30分 土日祝日を除く。)

電子メール:kikaku@nagayo.jp